

投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則の一部改正

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則
第1条～第7条 (省 略)  (運用報告書（全体版）及び交付運用報告書の交付を要しない場合) 第8条 規則第10条第1項及び第10条の2第1項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>MR F (MR F及びMMFの運営に関する規則 (以下「MR F等規則」という。) 第1条の2第1項に規定する投資信託をいう。)</u>	第1条～第7条 (同 左)  (運用報告書（全体版）及び交付運用報告書の交付を要しない場合) 第8条 規則第10条第1項及び第10条の2第1項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。 (1)～(3) (同 左) (4) <u>MR F (MMF等の運営に関する規則第1条に規定するものをいい、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第25条第2号の規定をみたす公社債投資信託）</u>
(5) (省 略)	(5) (同 左)
第9条～第10条 (省 略)	第9条～第10条 (同 左)  <u>(MMFの月次開示の表示項目)</u>
第11条 <u>(削 除)</u>	第11条 規則第16条第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。 (1) <u>組入資産の種類別残高及び組入比率 国債証券、地方債証券、特殊債証券（金融債券を除く。以下この条及び次条において同じ。）、金融債券、普通社債券、新株予約権付社債券（転換社債）、C P、CD及びその他資産（コール・ローン、預金、未収金及び未払い金</u>

新	旧
	<p><u>その他の資産をいう。以下この条及び次条において同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に額面金額（その他資産を除く。以下この条において同じ。）、評価額及び組入比率（純資産総額又は資産の総額に対する評価額の比率をいう。以下第2号において同じ。)を表示するものとする。</u></p> <p><u>(2) 公社債、金融債券、CP及びCD等の上位5発行体別組入比率の状況</u> 公社債（MMF等の運営に関する規則第3条第1項第1号に規定する国債等（以下「国債等」という。）及び金融債券を除く。）、金融債券、CP及びCD等（CD、コール・ローン等（国債等を担保とする有担保コール・ローンを除く。)をいう。)に区分して、それぞれの資産毎に発行体名及び組入比率を表示するものとする。</p> <p><u>(3) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</u> 公社債及び短期金融資産に区分して、信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。)による信用格付及び当該委託会社が発行会社の財務内容等を基に判断した格付毎に組入比率（純資産総額に対する評価額の比率をいう。)を表示するものとする。</p>
<p><u>(MR F及びMMFの月次開示の表示項目)</u></p> <p>第11条の2 規則第16条の2第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。</p> <p>(1) 組入資産の種類別残高及び組入比率 国債証券、地方債証券、<u>特殊債証券（金融債券を除く。以下この条において同じ。）</u>、金融債券、普通社債券、CP、CD及び<u>その他資産（コール・ローン、預金、未収金及び未払い金その他の資産をいう。以下この条において同</u></p>	<p><u>(MR Fの月次開示の表示項目)</u></p> <p>第11条の2 規則第16条の2第2項に規定する細則で定める方法は、次に掲げる月次開示事項について、当該各号に掲げる表示方法とする。</p> <p>(1) 組入資産の種類別残高及び組入比率 国債証券、地方債証券、<u>特殊債証券、金融債券、普通社債券、CP、CD及びその他資産</u>に区分して、それぞれの資産毎に額面金額（その他資産を除く。以下この条において同じ。）、評価額及び組入比率（純資産総額又は資産の総</p>

新	旧
<p>じ。)に区分して、それぞれの資産毎に額面金額(その他資産を除く。以下この条において同じ。)、評価額及び組入比率(純資産総額又は資産の総額に対する評価額の比率をいう。以下第2号において同じ。)を表示するものとする。ただし、額面金額及び評価額については表示を省略することができる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(イ) 公社債及び短期金融資産の上位10発行体別組入比率の状況 公社債 (<b>MR F等規則</b>第19条第1項第5号に規定する社債券及び金融債券をいい、同条第1項第1号に規定する国債証券、第2号に規定する地方債証券及び特殊債証券を除く。) 及び短期金融資産(CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コール・ローンを除く。)をいう。以下同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に発行体名及び組入比率を表示するものとする。ただし、公社債を表示するに当たり国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めることもできるが、この場合においては国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、普通社債券と金融債券の発行体別上位10銘柄を表示することとする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(3) (省略) (以下略)</p>	<p>額に対する評価額の比率をいう。以下第2号において同じ。)を表示するものとする。ただし、額面金額及び評価額については表示を省略することができる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(イ) 公社債及び短期金融資産の上位10発行体別組入比率の状況 公社債 (<b>MMF等の運営に関する規則</b>第19条第1項第5号に規定する社債券及び金融債券をいい、同条第1項第1号に規定する国債証券、第2号に規定する地方債証券及び特殊債証券を除く。) 及び短期金融資産(CP、CD、コール・ローン等(国債等を担保とする有担保コール・ローンを除く。)をいう。以下同じ。)に区分して、それぞれの資産毎に発行体名及び組入比率を表示するものとする。ただし、公社債を表示するに当たり国債証券、地方債証券及び特殊債証券を含めることもできるが、この場合においては国債証券、地方債証券及び特殊債証券を除き、普通社債券と金融債券の発行体別上位10銘柄を表示することとする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(3) (同左) (同左)</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年1月19日から実施する。</u>  <u>ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によるものとする。</u></p>	